平成２６年（フ）第１３０号
岡山県笠岡市笠岡3920番地　田林アパート
債務者　原田　隆志
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
岡山県浅口市鴨方町深田1127番地、申立時住所岡山県浅口市鴨方町深田827番地マックスシティⅡ201号
債務者　坂元　美香
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
岡山県総社市井尻野1168番地７
債務者　平松巳恵子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
岡山県倉敷市玉島乙島7471番地732
債務者　中村　友一
1　決定年月日時　平成26年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
岡山県倉敷市中畝10丁目５―７、住民票上の住所岡山県倉敷市連島町鶴新田1097番地21
債務者　北原　大輔
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
大分県日田市城町１丁目２番66号　コア桂林201号
債務者　髙瀬　美織
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第２８号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足457の１番地
債務者　宿利　泰輔
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第９３号
島根県安来市安来町1223番地１　西村アパート303号、前住所島根県安来市黒井田町191番地７　ハイブリッジＢ102
債務者　平山　靖雄
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６号
福岡県行橋市大字草野340番地７
債務者　荻原　　修
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第３６１９号
大阪府東大阪市加納７丁目11番２号
債務者　川端　直之
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８０３号
大阪府高槻市芝生町２丁目45番23―207号
債務者　堀　　久美
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８２３号
大阪市福島区福島５丁目17番32号　シャトーセイコー303号
債務者　清水　紀子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８７０号
大阪府寝屋川市長栄寺町24番１号
債務者　大倉　朋子（旧姓枝常）
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０４８号
大阪府四條畷市中野１丁目４番10号　ルーベルＣ―201
債務者　矢野　　崇
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３１８号
横浜市鶴見区駒岡５丁目17番３―401号
債務者　志賀　伸章
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３２０号
横浜市鶴見区下末吉４丁目32番20号　小菅アパート第二―203
債務者　鷹木　秀夫
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部